

鹿島市手話言語の理解及び普及促進に関する条例

歴史や文化を背景に発展してきた手話は、手や指、顔の表情、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者が自由に意思を表現し、情報を受け取り、自分らしく生きるための大切な言語である。しかし、過去には読唇と発音訓練を中心とする口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制限された時代もある。

わが国が平成 26 年に批准した障害者の権利に関する条約において手話が音声言語と同等の言語であることが国際的に明確にされているが、手話言語に対する理解は十分には進んでいない状況にある。ろう者の権利を保護し、社会参画を推進するためには、手話言語に対する認知を向上させる必要があり、手話言語の普及を促進する取組が欠かせない。

市民誰もが手話を学び、手話を理解し、手話を自らの意思疎通の選択肢として広げることができる環境を整備し、もって、聴覚障がいの有無にかかわらず、手話を通じて全ての市民が心を通わせ、みんなが住みやすく笑顔あふれる地域共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話言語の普及（手話が言語の一つであることについて広く理解を深め、手話を普及することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念、市の責務及び市が実施する施策の推進方針を定めることにより、お互いを助け合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 手話言語の普及は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 手話が独自の言語体系を有し、ろう者（音声言語を獲得する前に失聴し、手話を第一言語とする者をいう。次号において同じ。）が日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であるということが認識されるべきであること。
- (2) 聴覚に障がいがある者（ろう者を含む。次号において同じ。）の意思

疎通において、手話、要約筆記、筆談その他音によらない意思疎通の方法（以下「手話等」という。）は、日常生活を営む上で重要であるということが認識されるべきであること。

- (3) 聴覚に障がいがある者及びそれ以外の者が相互の違いを理解し、人格及び個性を互いに尊重されるものであること。

（市の責務）

第3条 市は、前条及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）第3条に規定する基本理念に基づき、手話言語の理解及び普及を促進し、日常生活及び社会生活（非常時を含む。）において手話等による相互の意思疎通を図ることができる環境整備のため、関連施策を推進する責務を有する。

（市の施策の推進方針）

第4条 市は、市民及び市内事業者への協力を求めつつ、関係機関及び団体と連携を図り、手話言語の普及に資する次の施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及のための広報
- (2) 手話を学ぶ機会の確保
- (3) 手話を用いた情報発信
- (4) 手話通訳者の確保及び養成
- (5) 前各号に掲げるもののほかこの条例の目的の達成に資すると認められる施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の推進に当たっては、当事者及び関係者の意見を聴き、その進捗について検証し、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。